

令和5年度

第1回

多良木町農業委員会総会議事録

令和5年4月10日

多良木町農業委員会

令和5年度 第1回 多良木町農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年4月 10 日(月) 午後4時

2 場所 2階 庁議室

3 出席委員

1番	田 中 英 一	2番	田 嶋 英 功	3番	本 田 茂	4番	川 邊 優 二
5番	北 崎 義 郎	6番	川 越 恭 子	7番	源 島 伸 次	8番	井 上 成 二
9番	福 屋 豊	10番	中 村 一 浩	11番	武 藤 和 弘	12番	西 野 幹 秀
13番	尾 方 隆 博	14番	中 神 久 一 郎	15番	岩 野 満	16番	塩 塚 一 博
17番	松 岡 忠 治	18番	猪 口 秀 利	19番	舟 守 隆	20番	星 原 幸 広

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--	--	--

5 事務局出席

局長	魚 住 雅 彦	係長	赤 川 和 幸	主事	一 川 貴 史		
----	---------	----	---------	----	---------	--	--

6 議事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第3 議案第2号 非農地証明願に対する判断について

日程第4 報告第1号 農地法第 18 条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について

日程第5 次回総会に伴う事前調査委員の指名

○事務局長 皆さんこんにちは。定刻前ではございますが、本日出席の委員の皆様が、おそろいですので今から始めさせていただきたいと思います。ご起立をお願いいたします。こんにちは。ご着席ください。議事に入るまで本総会を進めさせていただきます。4月1日付で、農業委員会事務局長を拝命いたしました魚住と申します。どうぞよろしくお願いいたします。出身は[REDACTED]でございます。令和5年度の農業委員会の体制といたしましては昨年度に引き続き、赤川係長、一川主事、橋本会計年度任用職員の4名体制で事務を遂行させていただきます。合わせましてどうぞよろしくお願いいたします。

○係長・主事 よろしくお願ひします。

○各委員 よろしくお願ひします。

○事務局長 本日は全員出席でございますので、会議規則第6条の規定により会議が成立しておりますことを報告いたします。それでは、ただいまより、令和5年度第1回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 はい。改めまして皆さんこんにちは。

○各委員 こんにちは。

○会長 （会長挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。本日、吉瀬町長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○町長 皆さん改めましてこんにちは。

○各委員 こんにちは。

○町長 （町長挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。町長は、この後、他のご公務がございますので、ここで退席させていただきたいと思います。お世話になりました。

○町長 どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

○事務局長 それでは、会議規則第4条に、会長は総会の議長となり、議事を整理すると規定されておりますので、ここから先の議事進行につきましては、田中会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 はい。それでは座らせていただいて議事を進めさせていただきます。よろしくお願いします。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員、2番の田嶋委員、10番の中村委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、日程第2、議案第1号、「多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。なお、本件については議事参与の案件がございますので、塩塚委員、本田委員、それから私は退席をいたします。その間の議事進行を、職務代理者の田嶋委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは退席をお願いいたします。

○職務代理者 会長が議事参与ということで退席をされましたので代理で議長を務めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。日程第2、議案第1号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、退席されたのみの議案の説明をお願いします。

○係長 はい、事務局。

○職務代理者 はい、事務局。

○係長 はい。それでは、1ページ目でございます。日程第2、議案第1号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてでございます。令和5年第4回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による別紙計画書について、4月3日付けで、多良木町長より、農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、退席されま

した。議事参与の方の集積計画についてご説明をさせていただきます。別冊の集積計画書をご覧ください。7 ページ目をお開きください。番号 1 でございます。こちら賃借権の再設定でございます。利用権を設定する農用地の所在、[REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目 [REDACTED]、面積 [REDACTED] 平米。利用権を設定する者、[REDACTED]、[REDACTED]。利用権の設定を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]。利用権の存続期間、令和 5 年 5 月 28 日から令和 6 年 5 月 27 日。賃借料が 10 アール当たり、玄米 [REDACTED] キロでございます。こちら再設定の 1 年でございます。続きまして、8 ページ目をお開きください。番号 6 でございます。利用権を設定する農用地の所在、[REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目 [REDACTED]、面積 [REDACTED] 平米、ほか [REDACTED] 筆、計 [REDACTED] 筆の合計の [REDACTED] 平米でございます。利用権を設定する者、[REDACTED]、[REDACTED]。利用権の設定を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]。利用権の存続期間、令和 5 年 5 月 11 日から令和 8 年 5 月 10 日、賃借料、全部で [REDACTED] 円です。こちら再設定の 3 年となっております。続きまして、12 ページ目をお開きください。番号 34 でございます。利用権を設定する農用地の所在、[REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目 [REDACTED]、面積 [REDACTED] 平米です。利用権を設定する者、[REDACTED]、[REDACTED]。利用権の設定を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]。利用権の存続期間、令和 5 年 4 月 11 日から令和 15 年 4 月 10 日、賃借料 10 アール当たり [REDACTED] 円。再設定の 10 年でございます。続きまして、14 ページ目をお開きください。こちら、使用貸借権でございます。番号 1 でございます。利用権を設定する農用地の所在、[REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目 [REDACTED]、面積 [REDACTED] 平米。利用権を設定する者、[REDACTED]、[REDACTED]。利用権の設定を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]。利用権の存続期間、令和 5 年 4 月 11 日から令和 9 年 3 月 31 日。こちら新規の 4 年でございます。続きまして、次の 15 ページ目でございます。こちら使用貸借権の再設定分でございます。番号 2 でございます。利用権を設定する農用地の所在、[REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目 [REDACTED]、面積

■ 平米。利用権を設定する者、■、■。利用権の設定を受ける者、■
■、■。利用権の存続期間、令和 5 年 4 月 11 日から令和 9 年
3 月 31 日、賃借料 ■ 円。こちら再設定の 4 年となっております。続きまして、20 ページ
目をお開きください。こちら、公社貸付け分になります。番号 3、4、5 番でございます。

利用権を設定するの農地の所在、番号 3 です。■、地番 ■、地目 ■、面
積 ■ 平米、ほか ■ 筆の計 ■ 筆、合計 ■ 平米です。利用権を設定する者、■
■、■。要件の設定を受ける者、■
■、■。利用権の存続期間、令和 5 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日
です。賃借料は記載のとおりでございます。こちら、5 年間の借入れとなっております。元の
所有者が ■ さんでございます。こちらの最初の土地の所有者が ■ さんござ
います。続きまして、番号 4 です。利用権を設定する農用地の所在、■、
地番 ■、地目 ■、面積 ■ 平米、ほか ■ 筆の計 ■ 筆で合計 ■ 平米です。利用権
を設定する者、■、■。利用権の
設定を受ける者、■、■。利用権の存続期間、令和 5 年 5 月 1 日か
ら令和 13 年 8 月 31 日です。賃借料は記載のとおりでございます。こちら 8 年間でござい
ます。こちらの所有者は ■ さんでございます。続きまして、21 ページの番号 5 です。

利用権を設定する農用地の所在、■、地番 ■、地目田、面積 ■
平米、ほか ■ 筆の計 ■ 筆で、合計 ■ 平米です。利用権を設定する者、■
■、■。利用権の設定を受ける者、■
■、■。利用権の存続期間、令和 5 年 5 月 1 日から令和 15 年 4 月 30 日、賃借料
は 10 アール当たり ■ 円でございます。こちら 10 年となっております。こちらの所
有者は ■ さんでございます。以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従

事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明終わります。

○職務代理者 ただいま、事務局より説明がありましたけど、この件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。何もありませんか。それでは何もないということですのでお諮りをいたします。この件につきまして、ご異議ありませんか。

○各委員 異議なし。

○職務代理者 はい。異議なしと認め、原案どおり決定をいたします。議事参与の件が終わりましたので、議長の席を退任させていただきます。入室をお願いいたします。

○議長 問題無かったでしょうか。はい、それでは議事を再開します。田嶋委員には大変お世話になりました。

○職務代理者 ありがとうございます。

○議長 それでは残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、事務局。

○議長 はい、事務局。それでは、残りの案件について、別冊の修正計画書の総括表にてご説明をいたします。1 ページ目をお開きください。先ほど、追加した分につきましては、こちらの総括表の総面積のほうには含まれておりますので、ご報告いたします。それでは、まず利用権設定の賃借権でございます。新設定が 4 件、田が 7545 平米、計の 7545 平米です。3 年が 1 件、5 年が 1 件、6 年が 1 件、8 年が 1 件となります。続きまして、再設定です。35 件で、田が 10 万 517 平米、合計の 10 万 517 平米です。1 年が 1 件、3 年が 8 件、5 年が 18 件、10 年が 7 件、15 年が 1 件です。賃借権の合計が 39 件で、田が 10 万 8062 平米、合計の 10 万 8062 平米となっております。続きまして利用権設定の使用賃借権でございます。新設定が 6 件で、田が、1 万 1831 平米。畑が 585 平米。合計の 1 万 2416 平米です。4 年が

1 件、5 年が 2 件、8 年が 1 件、10 年が 2 件となっております。続きまして、再設定です。

2 件で、田が 3390 平米、計の 3390 平米です。3 年が 1 件、4 年が 1 件です。使用貸借権の合計が 8 件で、田が 1 万 5222 平米。畑が 585 平米。合計の 1 万 5807 平米となっております。続きまして、右上の公社借入れ分になります。5 年が 3 件で、田が 2 万 4354 平米。計の 2 万 4354 平米です。8 年が 1 件で、田が 6039 平米、合計の 6039 平米です。10 年が 1 件で、田が 1 万 1620 平米。計の 1 万 1620 平米です。公社借入れの合計が 5 件で、田が 4 万 2013 平米、合計の 4 万 2013 平米です。続きまして、公社貸付けです。5 年が 3 件で、田が 2 万 4354 平米。計の 2 万 4354 平米。8 年が 1 件で、田が 6039 平米。計の 6039 平米です。10 年が 1 件で、田が 1 万 1620 平米、計の 1 万 1620 平米です。公社貸付けの合計が 5 件で、田が 4 万 2013 平米、合計の 4 万 2013 平米となっております。1 番下でございますけれども、所有権移転ということで、公社買入れです。2 件で、田が 3 万 2082 平米、計の 3 万 2082 平米となっております。こちら、所有権移転分につきましてご説明いたします。23 ページ目をお開きください。こちら、公社を通した買入れとなっております。番号 1、所有権を移転する農地の所在、[REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目 [REDACTED]、面積 [REDACTED] 平米、ほか [REDACTED] 筆の計 [REDACTED] 筆でございます。合計の [REDACTED] 平米となっております。所有権を移転する者、[REDACTED]、[REDACTED]。所有権の移転を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]。対価が全部で [REDACTED] 円です。10 アール当たり [REDACTED] 円でございます。対価の支払い方法、対価の支払い期限、所有権の移転時期は記載のとおりでございます。この後は、[REDACTED] が購入ということになります。続きまして、24 ページ、番号 2 でございます。所有権を移転する農地の所在、[REDACTED]、地番 [REDACTED]、地目 [REDACTED]、面積 [REDACTED] 平米。ほか [REDACTED] 筆の計 [REDACTED] 筆でございます。合計の [REDACTED] 平米でございます。所有権を移転する者、[REDACTED]、[REDACTED]。所有権の

移転を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]。対価全部で [REDACTED] 円です。10 アール当たり [REDACTED] 円でございます。対価の支払い方法、対価の支払い期限、所有権の移転時期は記載のとおりでございます。こちら [REDACTED] が購入ということになっております。以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

○2 番 2 番。

○議長 はい、2 番。

○2 番 はい、2 番田嶋です。集積表の 23 ページと 24 ページですけど、今度、[REDACTED] がまた公社を通して購入ということですけど、この所有権で [REDACTED] さん、それから [REDACTED] さんというのは、耕作をされてたんでしょうか。それとも誰かに、小作で貸しといてから、[REDACTED] さんが買われるということでしょうか。よろしくお願いします。

○係長 はい。このお二方につきましては、ご自身では農業はされておらず、今まで、[REDACTED] の方、もしくは [REDACTED] のほうで借りて、作られておられました。今回、ご本人さんから農地を手放したいということで、もう既に、[REDACTED] のほうに話をしているということで、こちらのほうに連絡があったものでございます。以上です。

○議長 よろしいでしょうか。

○2 番 はい。

○議長 補足いたします。この売買のときに立会いをさせていただきましたが、この 10 アール当たりの買取りの価格が [REDACTED] 円になっております。まあ [REDACTED] さんの場合は [REDACTED] 万でっ

てというのが通常ですね、あんまり高くは無いんですけど、 万では買われるというところがあったと思いますが、この 24 ページの左側の真ん中より上の農地のほうが非常に水利、あるいは農地への進入路、農道等、非常に条件が悪くてですね、なかなか田んぼに行くのに、家の庭を歩いて行ったりとか、畦を乗り越えて行ったりとか、そういうふうな条件がございまして、この さんのほうがですね、非常にそういった条件的に不備なところがあるので、半分より下の農地は非常に正規田でよかですけど 万ぐらいでも買って欲しいというような感じででしたけれどもそういうふうな農地がついてきているものですから、ちょっと気の毒な面もあるというところで、価格を下げて売られたと、というような経緯であったと聞いております。以上です。ほかに何かございませんか。

○3番 3番。

○議長 はい、3番。

○3番 はい、3番本田です。先ほど田嶋委員の質問と一緒にですけど、一緒じゃなかいですよね。

これ、一筆一筆はこぎゃん多かですか。これ、基盤整備もしなかったところですかね。

○議長 事務局。

○係長 そうですねここは、ちょうど さんの周辺の農地でございます。あちらが結構、筆数が多くてこういった形になりまして、今地籍調査のほうが入っておるというところでございまして、一部、こういったところは合筆されて、筆数は減る予定ではございますけれども、現状ではまだ、こういった形で筆数が、たくさんあるような状況でございます。

○議長 実際は下から、7番目から上で、7枚ぐらいに整備がされておられる。台帳上ですね、そういった状況になっているということです。ほかに何かありませんか。

○3番 分かりました。

○議長 ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第 3、議案第 2 号、農地証明願に対する判断について、を議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい。それでは、2 ページ目をお開きください。日程第 3、議案第 2 号、非農地証明願に対する判断について。下記内容のとおり、非農地証明願があったので、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かについての判断を行うものでございます。まず、番号 1 です。[REDACTED]、地番 [REDACTED]、所有者住所、[REDACTED]、氏名、[REDACTED]。地目 [REDACTED]、面積 [REDACTED] 平米、現況山林でございます。ほか [REDACTED] 筆の合計 [REDACTED] 筆ございまして、合計の [REDACTED] 平米でございます。希望の理由など、山林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難ということでございます。続きまして、番号 2 でございます。[REDACTED]、地番 [REDACTED]、所有者、[REDACTED]、[REDACTED]。地目 [REDACTED]、面積 [REDACTED] 平米、現況山林、こちら、ほか 2 筆の計 3 筆で、合計の [REDACTED] 平米でございます。希望の理由など、山林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難ということでございます。続きまして、所在地ですけれども、次の 3 ページ目をお開きください。場所は黒枠で囲まれた場所になりまして、今回の 1 番と 2 番は、隣り合っているところでございます。場所は黒肥地の [REDACTED] と言われるところでございまして、右手のほうには、町道 [REDACTED] というのが通っておりまして、この [REDACTED] のほうに [REDACTED] のほうが走っております。[REDACTED] から [REDACTED] に約 [REDACTED] キロ進んだところでございます。ちょうど真ん中のち

よっとすぐ上のほうに [REDACTED] というところに、黒い建物があると思いますけども、こちらは、 [REDACTED] でございます。そこから入っていたところの場所になります。こちら、農振除外地でございます、交付金の対象農地でもなく、基盤整備事業実施地区でもございません。以上説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長 はい、ここで事前調査の報告をお願いいたします。

○3番 はい、3番、本田です。事前調査の報告をいたします。1番の [REDACTED] さんにつきまして、議案第2号の非農地証明願に対する調査報告をいたします。今回2件の申請がありましたが、先週4月7日金曜日に、3番私、4番川邊委員、18番猪口委員で調査いたしました。番号1番については、先ほど説明された箇所になります。申請された農地の区分は、農振農用区域外農業農地であります。現状は、木や竹が生い茂り、長期間にわたって耕作されておらず、山林のような状態になっており、人力または農業用機械での耕起、整地が困難と思われれます。よって熊本県が定める、非農地証明書事務処理要領の非農地証明の基準（その農地は森林の要素を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合）に相当すると思われれますので、農地法第2条第1項に規定する農地ではなく、非農地と判断できると考えます。以上です。

○議長 2番の事前調査報告をお願いします。

○4番 4番、川邊です。議案第2号、第2番の番号2の事前調査報告を行います。先週の4月7日金曜日に3番本田委員、18番猪口委員、4番私、川邊と調査いたしました。番号2については先ほど説明された箇所になります。申請された農地の区分は、農振農用区域外農地です。現状は、木や竹が生い茂り、長期間にわたり耕作されておらず、山林のような状態になっており、人力または農業用機械の耕起、整地が困難と思われれます。よって熊本県が定める、非農地証明事務処理要項の非農地証明の基準のハ、その土地が森林の様相を呈

しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当すると思われしますので、農地法第2条第1項に規定する農地ではなく、非農地と判断できると考えます。以上で事前調査報告を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局の説明と、事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

○13番 はい、13番。

○議長 はい、13番。

○13番 今、2名の方が、非農地等への願いということで、出てきておりますけれども、こういった非農地証明というのは、自分自身で申請されるものか、地籍がある程度関係しているのかというのを教えていただければと思います。

○係長 はい、事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい。こちらの、今回の2件の農地につきましては、ご本人様から農業委員会のほうに非農地証明を出していただきたいということでありました。今回の証明の理由としたいしましては、今現在ですね、XXXXXXXXXXさんが、竹林整備っていうのをやられるということで聞いておりまして、その中で、現況はもう山なんだけれども、地目が農地となっているところにつきましてはこれ、何か補助事業を使ってされてるそうなんですけれども、農地の場合のそういった、竹林については、対象にならないということでありまして、そこをどうしても、もう農地ではないので非農地証明ということで出していただき、地目を変えたいということでご相談があったところでございます。ただこの非農地証明を出すにはですね、先ほど事前調査報告にもありましたけれども、農振農用地の除外地でなければ、この非農地証明っていうのは出せないということで、県が決めておりますので、

今回、全てが全て非農地証明を出せるわけではないんですけども、今回のこの場所につきましては既に、農振農用地から除外してあったということでございまして、今回、申請の運びとなったこととございます。以上です。

○議長 よろしいでしょうか。

○13番 13番。これが承認されたら、地目は現況の竹林にされるのでしょうか。

○議長 事務局。

○係長 そうですね、今回の非農地証明ということで、農地ではないということで、この地目を山、山林に変えるということになるかと思えます。

○3番 3番。いいでしょうか。

○議長 はい、3番。

○3番 3番、本田です。今、尾方委員の質問の中に、ちょっと関係ないかもしれませんが、現地は孟宗竹がいっぱい生えているでしょ、あそこを整理されとってですよ、そして、もうタケノコの生産されているみたいだったんですよ。いやもう恐らくきれいにしてあるんですよ。何ですか、垣根、積んで、これはもうタケノコ生産しているなど私は見たんですけど、補助金をもらうためであっても、できるだけそういうことで活用していただければ、農業委員としても良いかと思えます。

○13番 13番。

○議長 はい、13番。

○13番 やっぱり、何も無いのに、非農地証明なんてする必要ないですよ。

○3番 そうだそうですね。そういうことです。現状は。

○議長 皆様よろしいでしょうか。ほかに何かございませんか。はい。無いようですので、それでは本件について、非農地に該当するということにご異議のある方はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい。異議なしということで、本件は原案通り、非農地であると決定をいたします。

続きまして日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、事務局。それでは、4ページ目をお開きください。日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による、小作地の合意解約の報告について、令和5年2月28日から令和5年3月27日までとなっております。こちら、解約後のその後の耕作者のみ報告をさせていただきます。まず、番号1でございます。こちら、[]氏が耕作となっております。続きまして、番号2です。こちら、[]が耕作となっております。続きまして、番号3です。こちら、[]氏が耕作となっております。続きまして5ページでございます。番号4でございます。こちら、[]氏が耕作となっております。続きまして、番号5です。こちら[]が耕作となっております。続きまして、番号6です。こちら、[]氏が耕作となっております。続きまして、番号7でございます。こちら、[]氏が耕作となっております。続きまして、6ページです。番号8でございます。こちら、[]氏が耕作となっております。続きまして、番号9です。こちら、[]氏が耕作となっております。次のですね、番号10番からですね、最後の最終ページの21番までなんですけども、こちら現在、[]さんが借人ということでなっております。こちら、今回、解約をされまして、息子さんのほうに経営移譲ということでなっております。ですから、10番から21番は、息子さんの[]氏が耕作ということでなっております。最終21番まで、[]さんでございます。以上報告終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より報告がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。私のほうからちょっと補足でですね、ご覧のように[]さん、と言われる

方が急な病気で亡くなられて、非常に多くの農地が合意解約で出てまいりまして、ここに載ってるのはまだ一部なんですけれども、今回のこれに載ってる農地に関しては麦等の作付がしてありまして、麦の引受けも含めた、利用権設定というところで、難しいところもございました。麦の名義等の変更も含めたところで借受けていただくということだったものですから、現在のところ麦を作付されている方、に重点的に話を持っていったという経緯がございます。共済、あるいは水利費ですねいろいろそういうふうな変更も、麦を含めたところでの話ということでございましたので、当地区担当の岩野委員には大変ご苦労いただきまして、非常に頑張っていただいたのでありがたく思っております。こういった形でこれからもいろいろな状況で農地の合意解約等あるいは利用権設定等が出てくると思いますのでですね、委員さん方の横の連携も含めて、事務局等とですね、よく話をさせていただいて、農地ですね、新しい利用権設定等に当たらせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたしますと思います。本件について何もございませんでしたら次に参りたいと思います。日程第 5、次回総会に伴う事前調査委員の指名について、を議題といたします。次回の総会ですが、5月の連休に入りますので、連休明けの5月12日の9時から総会を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員 はい。

○議長 それに伴いまして前日の5月11日、9時から事前調査を行いたいと思います。その事前調査委員に5番の北崎委員、19番の舟守委員、20番の星原委員を指名いたしたいと思いますが、お三方、ご都合はよろしいでしょうか。

○お三方 はい。

○議長 はい、それではよろしくお願いいたします。事前調査を5月11日木曜日午前9時から、総会を5月12日金曜日、午前9時から行いますので、よろしくお願いいたします。以上で、

本日提案された議案並びに報告事項は全て終了しました。議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。

○事務局長 議長におかれましては、議事の進行ありがとうございました。これをもちまして令和5年度第1回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長 田中 英一

委員 田嶋 英功

委員 中村 一浩

書記 魚住 雅彦